

常滑市指名停止取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、常滑市が発注する工事、設計、測量、建設コンサルタント、物件の製造請負及び買入れ、役務の提供等の契約において、契約の相手方として不適切な者を排除し、適切な業者選定をするために、常滑市の競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の指名停止について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「指名停止」とは、有資格業者が別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4（以下「各別表」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するため、契約の相手方とすることが不相当として、期間を定め、指名の対象から除外する措置をいう。

(指名停止決定機関)

第3条 指名停止は、常滑市指名審査会（以下「審査会」という。）において審査の上、その措置を決定するものとする。

(指名停止の要件及び期間)

第4条 有資格業者が、各別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格業者に対して当該措置要件に係る各別表に定めるところにより、期間を定め、指名停止を行う。

2 前項の場合において、指名停止の期間は、3年を超えることができない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第5条 前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかなきときは、当該下請負人についても元請負人の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行うものとする。

2 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（当該事案について明らかに責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行うものとする。

3 指名停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体については、当該構成員の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第6条 有資格業者が一の事案により各別表の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに掲げる期間の短期及び長期の最も長いものをもって、指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ各別表に定める期間の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第2各項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、別表第2各項の措置要件に該当することとな

ったとき。

(2) 別表第3第1項から第4項までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、別表第3第1項から第4項までの措置要件に該当することとなったとき。

(3) 別表第1各項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1各項の措置要件に該当することとなったとき。

(4) 別表第2各項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第3各項の措置要件に該当することとなったとき。

(5) 別表第3各項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第2各項又は別表第3第5項から第9項までの措置要件に該当することとなったとき。

(6) 別表第3第5項から第9項までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第3第1項から第4項までの措置要件に該当することとなったとき。

3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、各別表の措置要件及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。

4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、各別表及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、3年を限度として指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。

5 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、各別表及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第3第1項から第4項までに該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から当初の指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第7条 第4条第1項の規定による情状に応じて各別表に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は市の職員（法令等により公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。以下同じ。）が談合があると疑うに足りる事実を得た場合において、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第3第2項又は第4項に該当したとき。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定による各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合において、当該関与行為に関し、別表第3第1項又は第2項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (3) 市の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項）又は談合（刑法第96条の3第2項）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第3第3項又は第4項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（指名の取消し）

第8条 指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者に対して指名しているときは、必要に応じて当該指名を取り消すものとする。

（指名停止の通知）

第9条 指名停止、指名停止の期間の変更又は指名停止の解除を行ったときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。

2 前項の規定により指名停止の通知をする場合は、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第10条 指名停止の措置期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特別の事由により、あらかじめ審査会の承認を得たときは、この限りでない。

（下請負等の禁止）

第11条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が建設工事等の一部を下請負し、又は受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第12条 指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、文書又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（関係部局への通知）

第13条 指名停止、指名停止の期間の変更又は指名停止の解除を行ったときは、その旨を関係各部課長へ通知するものとする。

（記録）

第14条 指名停止、指名停止の期間の変更又は指名停止の解除を行ったときは、その決定内容を書面により記録しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第6条関係）

常滑市内において生じた事故等の措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 市（常滑市の出資した公社を含む。）が発注する工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料及びその他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上 6月以内</p>
<p>（粗雑公共工事等）</p> <p>2 市（常滑市の出資した公社を含む。）と締結した契約に係る工事等（以下この表及び別表第3において「市発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵（かし）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上 6月以内</p>
<p>3 市内における工事等で前項に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵（かし）が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上 3月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 4月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>5 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上 6月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上 3月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故）</p> <p>7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 4月以内</p>

8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 2月以内
--	-----------------------------

別表第2（第4条、第6条関係）

贈賄の措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 次に掲げる者が、市の職員（法令等により公務に従事する、議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。以下この表において同じ。）に対する贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者（以下この表及び別表第3において「役員等」という。）</p> <p>(2) 有資格業者の使用人で（1）に掲げる以外の者（以下この表及び別表第3において「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から</p> <p>2 4 月</p> <p>2 4 月</p>
<p>2 次に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 役員等</p> <p>(2) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から</p> <p>3 月以上 9 月以内</p> <p>1 月以上 3 月以内</p>
<p>3 次に掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 役員等</p> <p>(2) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から</p> <p>3 月以上 9 月以内</p> <p>1 月以上 3 月以内</p>

別表第3（第4条、第6条、第7条関係）

不正行為等の措置基準

措置要件	期間
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>1 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 4月以上 12月以内</p>
<p>2 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6月以上 12月以内</p>
<p>（談合又は競売入札妨害）</p> <p>3 有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 4月以上 12月以内</p>
<p>4 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 6月以上 12月以内</p>
<p>（建設業法違反行為）</p> <p>5 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上 9月以内</p>
<p>6 市内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上 9月以内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>7 別表第1、別表第2及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上 9月以内</p>

<p>8 別表第1、別表第2及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）が、禁固以上の刑に当たる犯罪容疑で公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上 9月以内</p>
<p>（その他重大な事案） 9 別表第1、別表第2及び前各項に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、有資格業者が、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>審査会で決定</p>

別表第4（第4条、第6条関係）

暴力団排除の措置基準

措置要件	期間
1 有資格業者である法人等の役員等（以下「有資格業者の役員等」という。）が、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 2 月 ただし、当該指名停止期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで（以下同じ。）
2 暴力団員等が有資格業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から 1 2 月
3 有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から 2 月以上 1 2 月以内
4 有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	当該認定をした日から 2 月以上 1 2 月以内
5 有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 2 月以上 1 2 月以内
6 有資格業者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等（有資格業者であるか否かを問わない。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から 2 月以上 1 2 月以内
7 有資格業者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告又は警察への届出を怠ったと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 月以内